



島根県報

令和元年7月2日(火)

第 17 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和元年度第4次自衛官募集	(防災危機管理課)	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	3

【訓 令】

職員の勤務時間に関する規程の一部改正	(人 事 課)	3
--------------------	---------	---

【公 告】

公共測量の実施	(技 術 管 理 課)	4
---------	-------------	---

【公安告示】

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく医師の指定に関する規則の規定による医師の指定及び指定の解除	(警 察 本 部)	4
---	-----------	---

告 示**島根県告示第120号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、令和元年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和元年7月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 募集種目
自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）
- 2 応募資格
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者
- 3 応募締切
令和元年7月26日（金）
- 4 試験期日
令和元年8月3日（土）
- 5 試験場
陸上自衛隊出雲駐屯地
出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）
- 6 試験科目
筆記試験（国語・数学・社会・作文）・適性検査・口述試験・身体検査
- 7 採用予定日
採用予定通知書により通知する。
- 8 問合せ先
自衛隊島根地方協力本部
松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第121号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和元年7月2日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社From ハート	浜田市田町1466-1	居宅介護支援	ハート介護プラ ンセンター	浜田市田町1466-1	令和元年5月1 日

島根県告示第122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和元年7月2日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 川本福祉会	邑智郡川本町大字因原 570番1	訪問入浴介護	やすらぎ荘訪問 入浴介護事業所	邑智郡川本町大字因 原570番1	平成13年3月12 日
医療法人 西尾 医院	出雲市大社町北荒木 487-1	居宅療養管理指導	西尾医院	出雲市大社町北荒木 487-1	平成31年3月1 日
医療法人 西尾 医院	出雲市大社町北荒木 487-1	訪問看護	西尾医院	出雲市大社町北荒木 487-1	平成31年3月1 日
医療法人 西尾 医院	出雲市大社町北荒木 487-1	介護予防居宅療養 管理指導	西尾医院	出雲市大社町北荒木 487-1	平成31年3月1 日
医療法人 西尾 医院	出雲市大社町北荒木 487-1	介護予防訪問看護	西尾医院	出雲市大社町北荒木 487-1	平成31年3月1 日
医療法人 西尾 医院	出雲市大社町北荒木 487-1	介護予防訪問リハ ビリテーション	西尾医院	出雲市大社町北荒木 487-1	平成31年3月1 日
雲南市	雲南市木次町里方521 番地1	介護予防支援事業	雲南市地域包括 支援センター	雲南市木次町木次 1013-1	平成31年3月31 日
医療法人 恵和 会	大田市大田町大田イ 860-3	介護療養型医療施 設	石東病院	大田市大田町大田イ 860-3	平成31年3月31 日

島根県告示第123号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和元年7月2日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 川本福 祉会	通所介護	やすらぎ荘通所介護事 業所	邑智郡川本町因原570-1	令和元年7月1日

訓

令

島根県訓令第3号

本 庁
地方機関

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月2日

島根県知事 丸 山 達 也

第1条第2項中「特別」を「時差出勤勤務（始業及び終業の時刻を、職員の申告を考慮して同項に規定する時刻よりも早く、又は遅くすることにより、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）を行う

場合又は特別」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年8月1日から施行する。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について江津市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年7月2日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（数値地形図作成）

2 作業期間

令和元年6月6日から同年9月27日まで

3 作業地域

江津市二宮町神主地内

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第31号

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく医師の指定に関する規則（平成21年島根県公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）第2条第2項及び第3条の規定により、次のとおり医師の指定及び指定の解除をしたので、規則第4条の規定により告示する。

令和元年7月2日

島根県公安委員会委員長 樋口忠三

1 規則第2条第2項の規定による医師の指定

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者	指定期間
長濱 道治	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩冶町89番地1	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条第1項	令和元年6月19日から令和3年3月31日まで
荒木 正人	社会医療法人清和会西川病院	島根県浜田市港町293番地2	第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	

2 規則第3条の規定による医師の指定の解除

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者	解除年月日
宮岡 剛	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩冶町89番地1	法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令	平成31年3月31日

			第8条第3号に定める病気を除く。)にか かっている者並びに法第5条第1項第4号 及び第5号に掲げる者に該当しているかど うかを調査する必要がある者	
--	--	--	--	--